

二戸地区広域行政事務組合
事務局特定事業主行動計画
（令和8年度～令和12年度）

令和8年3月

二戸地区広域行政事務組合事務局

二戸地区広域行政事務組合における次世代育成支援及び 女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和 8 年 3 月 31 日

二戸地区広域行政事務組合管理者

二戸地区広域行政事務組合議長

二戸地区広域行政事務組合代表監査委員

二戸地区広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号。以下「次世代法」という。）第 19 条及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 19 条に基づき、二戸地区広域行政事務組合管理者、二戸地区広域行政事務組合議長、二戸地区広域行政事務組合代表監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 計画の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に本計画を推進するため、事務局総務課において、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

3. 数値目標及び取組内容

次世代法第 19 条、女性活躍推進法第 19 条並びに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定に関する内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。）第 2 条及び第 3 条に基づき、次のとおり過去の状況を把握し、数値目標の設定及び取組の内容を定める。

なお、数値目標の達成は、計画期間終期の令和 12 年度末までに行うこととする。

(1) 女性に対する職業生活に関する機会の提供に係る取組

- セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

【令和7年度実績】

ハラスメント等に関する周知 1回

研修会等受講者 実績なし

【数値目標】

ハラスメント防止に向けた研修等の受講者 1名以上／年度

【取り組み内容】

- ① 毎年度1名以上の職員にハラスメント防止に向けた研修の受講により、職場全体の意識向上を図り、男女がともに働きやすい職場環境を築く。
- ② 担当職員を配置し、事案発生時には迅速かつ適正に対応する。

(2) 職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境等の整備

○ 男女別の育児休業取得率並びに男女別の育児休業の取得期間の分布状況

【令和7年度実績】

取得者 男性 100.0%（1名 11か月17日）

取得可能者 男性1名、女性0名 計1名

【数値目標】

男性職員、女性職員ともに育児休業取得率を100%とする。

【取組内容】

- ① 育児休業制度について周知徹底を図る。
- ② 育児休業の取得対象者があった場合は、管理職員が積極的な取得の働きかけを行う
- ③ 必要に応じ業務分担の見直しを行い、対象職員及びフォローする職員の負担軽減を図るほか、職場全体でのサポートにより円滑に取得できる環境を整備する。
- ④ 育児休業を取得した職員が安心して職場に復帰できるように、育児休業中には、毎月業務内容及び職場内状況等の情報提供を行う。
- ⑤ 職場に復帰したら、業務分担の調整等を行い、徐々に職場感覚を取り戻せるように支援を行う。
- ⑥ 育児休業を取得しようとする職員の不安を軽減するため、育児休業を取得した者の体験談等の情報提供を行う。

○ 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及びそれぞれの休暇の合計取得日数の分布状況

【令和6・7年度実績】※派遣職員を含まない正職員のみ

取得者 男性 100.0%（1名 7.5日）

取得可能者 1 名

【数値目標】

男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率を 100%とする。

【取組内容】

- ① 出産関係休暇制度について周知徹底を図る。
- ② 出産関係休暇の取得対象者があった場合は、管理職員が積極的な取得の働きかけを行う。
- ③ 必要に応じ業務分担の見直しを行い対象職員の負担軽減を図るほか、職場全体でのサポートにより円滑に取得できる環境を整備する。

○ 職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

【令和 6 年度実績】

年間 1 人 1 月当たり 5.0 時間

男性職員 5.6 時間 女性職員 3.2 時間

【目標】

職員の超過勤務時間を平均 7 時間以内にする。

【取組内容】

- ① 現行の事務事業の見直しを行い、事務事業の簡素化・合理化を図る。
- ② 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知徹底を図る。
- ③ 新たに定時退庁日を設定して、管理職員が各所属職員に早期退庁を勧奨する。